

議案第 25 号

伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例の制定について

伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例

(設置)

第1条 新しい芭蕉翁記念館の機能を含む美術博物館（以下「美術博物館」という。）の建設に関し、専門的かつ広範な見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市美術博物館建設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置の期間)

第2条 委員会の設置の期間は、美術博物館の竣工の日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、美術博物館の建設に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芭蕉翁顕彰団体を代表する者
- (3) 公共的団体を代表する者
- (4) 市民からの公募による者

- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に掲げる者に該当することにより委嘱された委員が当該各号に規定する団体に属しないこととなったときは、当該委員は、委員を辞したものとみなす。
 - 4 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。
- 7 部会は、その設置の必要がなくなったときは、解散する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画振興部文化振興課美術博物館建設準備室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。